

令和元年5月9日

各 位

会 社 名 ユーピーール株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒 田 義 矢
(コード番号：7065 東証市場第二部)
問合せ先 経営企画部 部長 石 村 浩
(TEL. 03-3593-1728)

自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

令和元年5月9日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部への上場に伴う公募による自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 384,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（令和元年5月23日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 令和元年6月11日（火曜日）
- (4) 募 集 方 法 処分価格（募集価格）での一般募集とし、野村證券株式会社、東海東京証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券、ひろぎん証券株式会社及び松井証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格（募集価格）と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この公募による自己株式の処分を中止する。
- (5) 処 分 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、令和元年6月3日に決定する。）
(募 集 価 格)
- (6) 申 込 期 間 令和元年6月4日（火曜日）から
令和元年6月7日（金曜日）まで
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 株 式 受 渡 期 日 令和元年6月12日（水曜日）
- (9) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 76,400 株
- (2) 売出人及び売出株式数 山口県宇部市
酒田 義矢 56,400 株
東京都渋谷区
酒田 健治 20,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 69,000 株 (上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村證券株式会社 69,000 株 (上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 親引けの件

上記1.の公募による自己株式の処分に当たり、当社は、野村證券株式会社に対し、引受株式数のうち、23,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 384,000株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 76,400株
オーバーアロットメントによる売出し 69,000株

(※)

(2) 需要の申告期間 令和元年5月27日(月曜日)から
令和元年5月31日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 令和元年6月3日(月曜日)

(処分価格(募集価格)及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 令和元年6月4日(火曜日)から令和元年6月7日(金曜日)まで

(5) 払込期日 令和元年6月11日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 令和元年6月12日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である酒田三男(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、69,000株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、令和元年7月5日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、令和元年6月12日から令和元年7月2日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数 384,000株

公募による自己株式の処分株式数 384,000株

公募による自己株式の処分後の自己株式数 0株

(注) 今回の公募による自己株式の処分に当たり、発行済株式総数は変動いたしません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 調達資金の用途

今回の公募による自己株式の処分による手取概算額 1,104,776 千円(*)は、当社の事業拡大を見据えた設備資金に充当する予定であります。具体的には、レンタル資産(パレット等物流機器等)の取得のための資金として 1,104,776 千円(令和元年8月期に 220,000 千円、令和2年8月期に 884,776 千円)を充当する予定であります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 3,130 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。日常の事業運営に必要な運転資金と将来の事業展開のための内部留保を確保し、健全な財務体質を維持しつつ、当面は連結配当性向 10%を目処とし、将来的には連結配当性向 30%を目標として、配当を行ってまいります。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は上記方針のもと将来的には連結配当性向 30%を目標として株主の皆様への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成28年8月期	平成29年8月期	平成30年8月期
1株当たり当期純利益	4,879.93円	133.88円	502.62円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	50.00円 (-1円)	50.00円 (-1円)	50.00円 (-1円)
実績配当性向	1.02%	1.87%	0.50%
自己資本当期純利益率	10.30%	4.39%	15.05%
純資産配当率	0.09%	0.08%	0.07%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
3. 当社は、平成31年2月28日付で株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、平成29年8月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 上記3.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、平成28年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成28年8月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	平成28年8月期	平成29年8月期	平成30年8月期
1株当たり当期純利益	244.00円	133.88円	502.62円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	2.50円 (-1円)	2.50円 (-1円)	2.50円 (-1円)

5. ロックアップについて

上記1.の公募による自己株式の処分並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人である酒田義矢及び酒田健治、貸株人である酒田三男並びに当社株主である酒田加代子、中村康久、町田敏明、大矢隆司及び高井健介は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の令和元年9月9日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社の株主であるユーピーアール従業員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和元年12月8日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

加えて、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の令和元年 12 月 8 日までの期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記 1. の公募による自己株式の処分、株式分割及びストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。